



海外ビジネス情報誌

# OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター  
OFTA（一社）大分県貿易協会

## 世界

武漢熱線 Vol.83 コロナ危機から立ち上がる － 武漢の今

## 貿易実務

貿易協会シリーズ 最新版インコタームズ2020年規則の解説 2 2020年版の概要  
貿易協会シリーズ 国際的生産連携 - OEM契約19－秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(4)

## お知らせ

海外におけるEC販売プロジェクト JAPAN MALL事業

## 統計

令和2年度 大分県の貿易

vol.131

2020 July.-August.

## コロナ危機から立ち上がる — 武漢の今

大分市武漢事務所 全 淑 麗

昨年12月に新型コロナウイルスが確認され、その後、武漢市民は1月23日から4月8日までの76日間、水陸空路が遮断される都市封鎖を初めて経験することになりました。6月4日現在、無症状感染者を含む新規感染者数は0人、累計患者数50,340人、死者3,869人と発表されています。今回は復活をめざす武漢市の今を駆け足でご紹介します。

## ■全市民が対象 PCR検査

武漢市では、命と健康という安全、市民の暮らしと経済、さらには安心を提供する透明性を確保していくために、5月14日から6月1日までの間、無料PCR検査が行われました。対象は6歳以下の幼児を除いた全住民、受験者は9,899,828人、かかった経費は9億元にのぼりました。症状のある感染者はいませんでした。いわゆる無症状感染者が300人検出されました。追跡が必要な濃厚接触者1,174人も陰性が判明し、伝染性は認められませんでした。新しい取組としては、健康証明アプリとPCR検査結果のリンクにより、10%抽出口ーラー検査が可能となりました。



全市民無料PCR検査

## ■市民生活について

- ・6月13日から警戒ランクが引き下げられ外出できるようになりました。施設の入退出には健康証明QRコードと体温チェックが必要です。
- ・51,000店舗、50万人の従業員を抱える飲食業界は、今回ダメージが顕著でした。業界団体は4月26日「武漢市飲食業店内飲食回復に関する必須マニュアル」を公表し、徐々に再開していきました。なお、飲食産業の全面解除は6月13日です。



繁華街の様子



飲食店テーブルに設置されたアクリル板

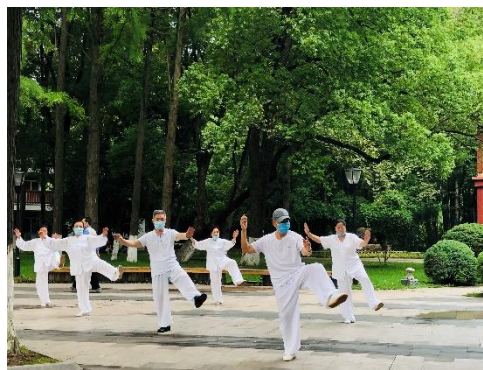


・都市軌道交通は4月22日に全線正常に戻りました。同日、タクシーの営業も再開し、30日にはタクシーのオンライン予約サービスも回復しました。5月12日には地下鉄228駅の全ての出入口が使用できるようになりました。安全を確保するために、マスク着用と体温チェック以外に利用する地下鉄、ニュートラム、バス、タクシー、高速鉄道等の車両QRコードを読み込みます。この利用者名簿から迅速な追跡ができるようになりました。

・公園、観光地、運動場、図書館、博物館、美術館などは、5月から予約制、人数制限をしながら徐々に利用できるようになりました。室内映画館、麻雀室、ゲームセンター、ネットカフェ、塾、バー、KTV、室内プールなどの密封性の高い場所は、解除となっていません。



公園でピクニックを楽しむ家族の様子



公園で太極拳をする武漢市民

## ■教育について

小中学生は、2月10日からオンライン授業を始めました。高校生と専門高校生については、今年受験を迎える3年生のみ登校再開しました、それぞれの校門に赤外線検温システムを設置するほか、分散登校などの対策を取っている。高校や大学の入試も例年より1か月遅れで実施されたほか、大学生については、卒業関係の手続きが必要な学生のみ、学校とスケジュール調整した上で、6月8日からの3日間に限り、学校に入ることができる。



高校再開の様子



大学卒業式の様子

## ■ビジネスについて

### ・企業活動について

武漢は6月2日に市内全域が低リスク地域に引き下げられたことで、ほぼ全業種で企業活動が再開されています。4月下旬から5月の連休にかけて商店街、商業施設は徐々に営業を再開しています。5月20の江漢路步行街地域の店舗の営業回復率は83.87%でした。また、武漢市政府は飲食、コンビニ、ショッピング、文化体育の4分類、計5億元の消費券を提供することにしています。統計データによると、5月末までに湖北省全域の企業再稼働指数91.76で、前月比+11.17ポイント。再稼働業種のトップ5位は衛生及び社会福祉業、農林畜漁業、リースおよびビジネスサービス業、IT関係の情報発信・ソフトおよび情報技術サービス業、交通運輸・倉庫・郵政業です。製造、建設、サービス、流通販売の大手中堅企業の活動再開企業数は44,302社で、再稼働率98.6%に達し、復帰従業員数696,79万人で、復帰率98.3%に達しました。

### ・日系企業の再開状況について

JETRO武漢の統計によると、武漢と武漢周辺の日系企業は160社あり、業種は自動車およびパーツ製造企業がメインです。7割以上の企業の駐在員がウィルスの影響で武漢に復帰できず、事業経営に支障が出ています。

武漢の外国籍駐在員は日本、韓国とフランスがメインです。4月8に全面再稼働して以来、外国籍常駐者が集中していた東湖ハイテク技術開発区、武漢経済開発区、東西湖区はチャーター機で駐在員の復帰をサポートしました。東湖ハイテク技術開発区は、5月1日から3回チャーター機を派遣し、韓国から半導体関係重要企業の外国籍従業員572人の復帰を支援しました。5月27日、南方航空はチャーター機2機を大阪に派遣して本田、日産など日系企業駐在員137人の職場復帰を支援しました。中国民用航空局は企業のためにチャーター機を派遣しており、現在日本、韓国、シンガポール、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイスの8か国の駐在員が対象となっています。

日産自動車の工場は4月に全部再稼働し、ウィルスによるマイカーニーズの上昇で4月に販売台数が122,846台に伸び、例年同期比1.1%の増加は2か月間連続で、中国業務が安定に回復しています。本田も前年度同期比+16.4%と順調です。

伝統的な営業や金融関係は厳しい試練にさらされていますが、一方でEコマースなどのデジタル経済は大幅に成長しています。しばらくは中国武漢に来られないでしょうが、電子商取引、ライブコマース、クラウド商談など工夫しながらのビジネスもありなのかも知れません。

# インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

## インコタームズ2020年版の概要（下）

〔最新版インコタームズ2020年規則の解説 1 のつづき〕  
2) 規定項目  
インコタームズにおける各条文の規定方法は、売主の義務（A）と買主の義務（B）とでそれぞれ10項目に整理し、各頁の左右見開きに売主の義務と買主の義務が対称になるように配置されている\*。

インコタームズ2020年版での売主・買主の義務規定項目  
〔インコタームズ2010年版での売主・買主の義務規定項目〕

| A 売主の義務                         | B 買主の義務                            |
|---------------------------------|------------------------------------|
| A 1 一般的義務<br>〔売主の一般的義務〕         | B 1 一般的義務<br>〔買主の一般的義務〕            |
| A 2 引渡<br>〔許可、認可、安全確認およびその他の手続〕 | B 2 引渡の受取<br>〔許可、認可、安全確認およびその他の手続〕 |
| A 3 危険の移転<br>〔運送および保険契約〕        | B 3 危険の移転<br>〔運送および保険契約〕           |
| A 4 運送<br>〔引渡〕                  | B 4 運送<br>〔引渡の受取〕                  |
| A 5 保険<br>〔危険の移転〕               | B 5 保険<br>〔危険の移転〕                  |
| A 6 引渡・運送書類<br>〔費用の分担〕          | B 6 引渡・運送書類<br>〔費用の分担〕             |
| A 7 輸出入通関手続き<br>〔買主への通知〕        | B 7 輸出入通関手続き<br>〔売主への通知〕           |
| A 8 照合・包装・荷印<br>〔引渡書類〕          | B 8 照合・包装・荷印<br>〔引渡の証拠〕            |
| A 9 費用の分担<br>〔照合－包装－荷印〕         | B 9 費用の分担<br>〔物品の検査〕               |
| A 10 通知<br>〔情報による助力および関連費用〕     | B 10 通知<br>〔情報による助力および関連費用〕        |

## 5. インコタームズ2020年版と2010年版との主な相違点

1) 新1規則の規定と旧1規則の廃止  
インコタームズ規則（トレード・タームズ）の数は、11で変化はなかった。下表のように、2020年版ではDPU規則（荷降ろし込み持込渡し）が新たに規定され、2010年版のDAT規則（ターミナル持込渡し）が削除された。  
2010年版のDAT規則では、引渡は、売主が指定された仕向地（ターミナル）で、物品を到着した車両から荷降ろしして買主の処分に委ねたときに行われる。また仕向地の指定ターミナルは港でもあり得るため、DATは2000年版のDEQに代えて用いることができる。2020年版ではDAT規則がDPU規則に改称され、仕向地はターミナルに限定せずいかなる場所でもあり得るため、DPUは2010年版のDATに代えて用いることができる。

| インコ<br>タームズ<br>2010年版 | インコ<br>タームズ<br>2020年版 | 「荷降ろし」の義務者 | 「輸入通関」の義務者 |
|-----------------------|-----------------------|------------|------------|
| DAP                   | DAP                   | 買主         | 買主         |
| DAT                   | DPU                   | 売主         | 買主         |
| DDP                   | DDP                   | 買主         | 売主         |

2) 「連続売買」に対する新規定  
2010年版では、商品取引関係者からの反対を押し切る形で「本船の欄干」規定を見直したためか、商品取引では一般的な物品の運送中の転売についての規定が設けられている。この取引は「連続売買」（String Sales）と称され、物品の運送中に「ひものように一つながりに」（Down a String）何度か売買が繰り返される。この場合、そのひもの中間に位置する売主は、ひもの最初の売主により既に物品は船積みされているので、物品を「船積み」することはない。したがって、ひもの中間に位置する売主は、物品を船積みすることではなく船積み済の物品を「調達する」（Procure）ことにより買主に対する売主の義務を履行する。つまり、「調達する」とは、運送中の物品が売買されその売買契約が締結することを意味している。2010年版ではFAS、FOB、CFR、CIFにおいて、物品の引渡は、本船の船側または船上に物品を置くことだけではなく、既に船積みのためにそのように引き渡された物品を調達することのいずれかにより履行される。  
また、2020年版では、FAS、FOB、CFR、CIFにおいて連続売買時の規定が引き継がれ、FCA、CPT、CIP、DAP、DPU、DDPにおいて新たに連続売買時の規定が追加された。



# インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

### 3) 貨物保険補償（担保）範囲

CIP規則（輸送費保険料込み）およびCIF（運賃保険料込み）とともに、保険は、信頼のおける保険業者または保険会社と契約するべきであり、かつ物品に対する被保険利益を持つ買主またはその他の者に、直接保険金を保険業者または保険会社に請求する権利を与えるものでなければならない。

CIPでは、売主は、補償範囲として協会貨物約款の（A）条件またはそれと同種の条件により規定された保険を取得しなければならない。

CIFでは、売主は、補償範囲として協会貨物約款の（C）条件またはそれと同種の条件により規定された保険を取得しなければならない。

また両規則ともに、売主は、買主の要求がある場合には、原則的に追加補償を買主の費用で提供すべきである。

貨物保険契約に関わる情報提供の義務について規定が行われている。2020年版では11規則のA5〔保険〕およびB5〔保険〕で、貨物保険契約の締結義務の有無に付随させて、依頼があれば保険契約の取得に関わる情報提供の義務について規定されている。

## インコタームズ2010年版・2020年版で規定されたトレード・タームズの比較

| インコタームズ2010年版                                                          |                                                                        | インコタームズ2020年版                                                          |                                                             |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| Rules for any mode or modes of transport<br>（単一または複数のいかなる運送手段にも適合した規則） |                                                                        | Rules for any mode or modes of transport<br>（単一または複数のいかなる運送手段にも適合した規則） |                                                             |
| EXW                                                                    | Ex Works (named place of delivery)                                     | EXW                                                                    | Ex Works (named place of delivery)                          |
| FCA                                                                    | Free Carrier (named place of delivery)                                 | FCA                                                                    | Free Carrier (named place of delivery)                      |
| CPT                                                                    | Carriage Paid To (named place of destination)                          | CPT                                                                    | Carriage Paid To (named place of destination)               |
| CIP                                                                    | Carriage and Insurance Paid To (named place of destination)            | CIP                                                                    | Carriage and Insurance Paid To (named place of destination) |
| DAT                                                                    | Delivered At Terminal (named terminal at port or place of destination) |                                                                        |                                                             |
| DAP                                                                    | Delivered At Place (named place of destination)                        | DAP                                                                    | Delivered At Place (named place of destination)             |
|                                                                        |                                                                        | DPU                                                                    | Delivered at Place Unloaded(named place of destination)     |
| DDP                                                                    | Delivered Duty Paid (named place of destination)                       | DDP                                                                    | Delivered Duty Paid (named place of destination)            |
| Rules for sea and inland waterway transport<br>（海上および内陸水路運送に適合した規則）    |                                                                        | Rules for sea and inland waterway transport<br>（海上および内陸水路運送に適合した規則）    |                                                             |
| FAS                                                                    | Free Alongside Ship (named port of shipment)                           | FAS                                                                    | Free Alongside Ship (named port of shipment)                |
| FOB                                                                    | Free On Board (named port of shipment)                                 | FOB                                                                    | Free On Board (named port of shipment)                      |
| CFR                                                                    | Cost and Freight (named port of destination)                           | CFR                                                                    | Cost and Freight (named port of destination)                |
| CIF                                                                    | Cost, Insurance and Freight (named port of destination)                | CIF                                                                    | Cost, Insurance and Freight (named port of destination)     |

\*この配置方法はインコタームズ1990年版から導入された。

秘密保持契約書の作成-NDAシリーズ(4)

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表  
公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

今回は、秘密保持契約違反に対する救済について契約書に記載すべき条項規定と契約期間について紹介する。(前回の内容：秘密情報の受領者に課すべき秘密保持義務と目的外使用禁止、及び秘密情報の取扱上の規定)

1. 秘密保持契約違反に対する救済

秘密情報の受領者が契約違反を犯した場合、秘密情報の漏洩、不正使用、目的外使用のおそれがある場合の開示者に対する救済は、差止、損害賠償が考えられる。国際ビジネスでの秘密保持契約書には、差止に関する条項、また、損害賠償予約条項・ペナルティ条項が規定されることが多い。

1) 差止め

秘密情報の漏洩、不正使用や目的外使用がある場合、またそのおそれがある場合に、そのような行為を止めさせることを考えなければならない。差止による救済である。国際契約では、準拠法が外国法の場合に、契約書に開示者が差し止めを求めることを承認する規定が設けられることがある。相手当事者が英米法諸国の場合に、以下に紹介する差止の承認規定が設けられることが多い。

(例文) 契約違反、営業秘密侵害がある場合に差止を承認する規定を以下に示す。

Recipient acknowledges that if the breach or threatened breach of this Agreement may result in irreparable injury to Discloser and that, in addition to its other remedies, Discloser shall be entitled to injunctive relief to restrain any actual or threatened breach of this Agreement.

2) 損害賠償

秘密保持契約違反がある場合には、債務不履行に基づく損害賠償を請求する権利がある。賠償の範囲については準拠法(適用される国の法律)によりその範囲が異なる。また、関連して発生する弁護士費用が、契約違反に基づく損害として認められるか否かは準拠法により異なる。相手方に弁護士費用を損害賠償に含めることを希望する場合は、その趣旨の規定を契約書に明記しておくべきである。契約違反に基づく損害賠償請求の規定、及び損害に弁護士費用を含む規定を紹介する。

(例文) 損害賠償請求、損害に弁護士費用を含む規定を以下に示す。

Either of the parties who breaches this Agreement shall compensate the other party for any damages, including attorney fees incurred to such other party arising out of or in relation to the breach of this Agreement.

3) 損害賠償予約、ペナルティ

損害賠償の範囲について、当事者は、契約書に損害賠償額の予定を定めることができる。請求する当事者は、損害賠償額の予定を規定することにより、損害を証明することなく、かかる予定損害額の賠償請求を行うことができる。

但し、規定された損害賠償額の予定を超えた損害が発生した場合でも、原則は、その額を超えての請求ができないことに留意しておく必要がある。また、実損額とはかけ離れた高額過ぎる予定額も無効とされる恐れがあることに留意すべきである。

固定額の損害賠償金の予定は、英文では、Liquidated Damages(損害賠償予約)という。Liquidated Damages Clause(損害賠償予約条項)はCompensatory Damages Clause(補償的損害賠償条項)の一種である。

損害の証明義務を減じることになるので開示者にとっては都合の良い条項でもある。

Penalty(違約金、ペナルティ)は損害賠償とは関係なく、一方当事者の契約違反、債務不履行に対する違約金の性格を有する。英米法諸国においては、Liquidated Damages Clause を利用している点に留意しておく必要がある。

(例文) 一定額の損害賠償予約条項を以下に示す。

In the event that Recipient should make breaches of any obligations of this Agreement, Recipient shall pay to Discloser, as fixed and agreed and liquidated damages, the amount of ( ) and Recipient shall be liable for the amount thereof .

2. 契約期間と守秘義務期間

1) 秘密保持契約の契約期間と守秘義務期間

秘密保持契約の契約期間については、契約期間を定める場合と定めない場合がある。契約期間を定めない場合は、一方当事者が合理的な事前通知により終了させることができると解されるが、秘密情報が公知となるまで守秘義務が継続する規定が契約書に設けられていれば、その情報が公知となるまで守秘義務は残存することになる。契約期間が定められる場合は、契約期間が満了すれば守秘義務も終了することになるが、通常は、一定期間の守秘義務残存規定が設けられる。

契約の期間に関しては、秘密情報が陳腐化して利用価値がなくなるまでの一定期間が契約期間として定められるが、業界により、また情報の内容により、また、開示者、受領者の立場により異なるが、3年、5年、7年の期間を定めることが多い。また、契約終了後の守秘義務残存期間は3年、5年の期間を定めることが多い。

(例文) 秘密保持契約の契約期間、及び終了後の残存義務期間の規定を以下に示す。

This Agreement shall begin on the date first above referred to by both parties hereto and shall continue for a period of ( )years.The Recipient's obligations under this Agreement shall remain in effect for a period of ( )years after the date of termination of this Agreement.

# JAPAN MALL事業

海外大手ECが皆様の商品（食品、化粧品、生活雑貨等）を日本国内で買い取り！

## 1 申し込み無料！

商品を事前登録し、海外大手ECとマッチング

通年募集

## 2 取引は簡単で、安心安全！

日本国内で商品引き渡し、円建て取引

煩雑な貿易手続きや海外売掛金の回収等の手間は一切不要

## 3 ブランド価値、海外市場での認知度が向上！

海外大手ECと連携して、効果的なプロモーションを実施

### 事業スキーム

#### 【JETROの役割】

- ①日本国内での調達支援
- ②商流の構築支援
- ③販売時のプロモーション支援

中堅・中小  
メーカー生産者



販売



海外ECサイトの  
指定商社等  
(日本)

販売



海外ECサイト

海外消費者

支払(¥)

支払(\$)

サイト内に  
JAPAN MALLを設置

海外EC又はその指定商社等が商品を選定します。選定のための申込期限は各EC事業者で異なります。  
納品や決済等取引条件や商流はEC事業者により異なります。  
応募いただくタイミングによってはプロモーションイベントに参加できない場合もございます。  
詳細はジェトロHPの募集要項をご確認ください。

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

#### 【お申し込み・お問い合わせ先】

ジェトロ デジタル貿易・新産業部（久保田、尾崎、芦崎、高山）  
TEL：03-3582-5227 Email：DNB@jetro.go.jp

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_mall/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/)





1. 令和2年4月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

※大分税関支署発表による。  
大分税関支署管内貿易概況（確報値）は門司税関HPよりご覧いただけます。  
[http://www.customs.go.jp/moji/moji\\_toukei/oita/oita.html](http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html)



令和2年4月分 大分税関支署管内貿易概況  
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値

大分税関支署  
令和2年6月5日

1 貿易額

| 大分港 |              |       |               |       | 佐伯港 |           |       |           |       |
|-----|--------------|-------|---------------|-------|-----|-----------|-------|-----------|-------|
| 区分  | 本月           |       | 累計            |       | 区分  | 本月        |       | 累計        |       |
|     | 価額           | 前年同月比 | 価額            | 前年同月比 |     | 価額        | 前年同月比 | 価額        | 前年同月比 |
| 輸出  | 46,017,981   | 78.4  | 201,363,714   | 87.3  | 輸出  | 107,367   | 4.2   | 5,190,719 | 40.0  |
| 輸入  | 86,964,864   | 96.7  | 368,846,313   | 94.4  | 輸入  | 418,175   | 112.7 | 1,628,354 | 66.0  |
| 差引  | △ 40,946,883 |       | △ 167,482,599 |       | 差引  | △ 310,808 |       | 3,562,365 |       |

※大分港には、中津港、佐賀関港の実績を含む

| 津久見港 |           |       |            |       | 大分空港 |    |       |    |       |
|------|-----------|-------|------------|-------|------|----|-------|----|-------|
| 区分   | 本月        |       | 累計         |       | 区分   | 本月 |       | 累計 |       |
|      | 価額        | 前年同月比 | 価額         | 前年同月比 |      | 価額 | 前年同月比 | 価額 | 前年同月比 |
| 輸出   | 3,770,721 | 571.4 | 11,098,511 | 143.8 | 輸出   | -  | -     | -  | -     |
| 輸入   | 911,008   | 196.7 | 1,795,947  | 79.3  | 輸入   | -  | -     | -  | -     |
| 差引   | 2,859,713 |       | 9,302,564  |       | 差引   | -  | -     | -  | -     |

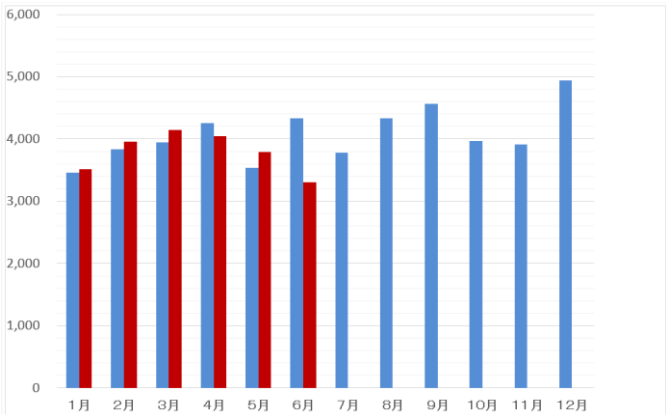
2 主要輸出入品目

| 大分港 |        |      |           |       |            |       |      |           |       |            |       |      | (価額:千円、%) |
|-----|--------|------|-----------|-------|------------|-------|------|-----------|-------|------------|-------|------|-----------|
| 区分  | 品名     | 数量単位 | 本 月       |       |            |       |      | 累 計       |       |            |       |      |           |
|     |        |      | 数量        | 前年同月比 | 価 額        | 前年同月比 | 構成比  | 数量        | 前年同月比 | 価 額        | 前年同月比 | 構成比  |           |
| 輸 出 | 有機化合物  |      |           |       | 5,765,821  | 52.1  | 12.5 |           |       | 28,366,506 | 69.9  | 14.1 |           |
|     | プラスチック | MT   | 2,362     | 88.1  | 397,313    | 76.4  | 0.9  | 10,491    | 89.8  | 1,761,842  | 78.1  | 0.9  |           |
|     | 鉄      | MT   | 349,745   | 133.6 | 18,428,678 | 117.4 | 40.0 | 1,298,167 | 128.7 | 68,256,797 | 112.2 | 33.9 |           |
|     | 銅及び合金  | MT   | 13,473    | 123.3 | 7,372,460  | 92.9  | 16.0 | 57,577    | 108.0 | 35,822,038 | 98.9  | 17.8 |           |
|     | 事務用機器  |      |           |       | 9,889,496  | 102.7 | 21.5 |           |       | 34,237,278 | 102.4 | 17.0 |           |
|     | 映像機器   | NO   | 27,328    | 24.8  | 1,559,372  | 25.0  | 3.4  | 79,970    | 22.1  | 3,960,165  | 18.9  | 2.0  |           |
|     | 船舶     | NO   |           | -     | -          | -     | -    | 4         | 400.0 | 12,407,089 | 186.2 | 6.2  |           |
| 輸 入 | 鉄鉱石    | MT   | 2,056,871 | 97.9  | 19,967,467 | 97.9  | 23.0 | 6,906,144 | 90.4  | 72,611,073 | 104.7 | 19.7 |           |
|     | 銅      | MT   | 125,152   | 132.1 | 24,148,753 | 127.4 | 27.8 | 461,202   | 103.4 | 98,950,717 | 99.4  | 26.8 |           |
|     | 石炭     | MT   | 1,092,330 | 156.3 | 13,261,236 | 106.4 | 15.2 | 3,457,970 | 121.0 | 44,181,702 | 86.9  | 12.0 |           |
|     | 原油及び粗油 | KL   | 676,982   | 191.0 | 15,655,053 | 88.2  | 18.0 | 2,058,248 | 126.6 | 79,740,822 | 107.4 | 21.6 |           |
|     | 揮発油    | KL   | 116,295   | 42.7  | 3,218,121  | 28.3  | 3.7  | 726,248   | 84.8  | 28,603,978 | 84.0  | 7.8  |           |
|     | 液化石油ガス | MT   | 69,322    | 121.8 | 2,629,193  | 79.4  | 3.0  | 299,034   | 117.1 | 14,093,130 | 102.8 | 3.8  |           |
|     | 液化天然ガス | MT   | 65,425    | 182.4 | 3,900,196  | 182.3 | 4.5  | 281,608   | 64.1  | 13,023,607 | 43.1  | 3.5  |           |

| 佐伯港 |         |      |        |       |         |       |       |        |       |           |       |      | (価額:千円、%) |
|-----|---------|------|--------|-------|---------|-------|-------|--------|-------|-----------|-------|------|-----------|
| 区分  | 品名      | 数量単位 | 本 月    |       |         |       |       | 累 計    |       |           |       |      |           |
|     |         |      | 数量     | 前年同月比 | 価 額     | 前年同月比 | 構成比   | 数量     | 前年同月比 | 価 額       | 前年同月比 | 構成比  |           |
| 輸 出 | 船舶      | NO   |        | 全減    | -       | -     | -     | 2      | 50.0  | 4,947,643 | 39.2  | 95.3 |           |
|     | 木炭      |      |        |       | 107,367 | 115.2 | 100.0 |        |       | 243,076   | 68.8  | 4.7  |           |
| 輸 入 | 石炭      | MT   | 10,400 | 全増    | 37,857  | 全増    | 9.1   | 21,820 | 183.4 | 84,513    | 178.7 | 5.2  |           |
|     | 植物性油    | MT   | 5,100  | 34.0  | 58,680  | 30.0  | 14.0  | 24,459 | 46.7  | 356,661   | 50.1  | 21.9 |           |
|     | その他の農産品 |      |        |       | 21,054  | 全増    | 5.0   |        |       | 21,054    | 全増    | 1.3  |           |
|     | 植物性原料   |      |        |       | 233,879 | 133.0 | 55.9  |        |       | 1,082,429 | 290.6 | 66.5 |           |
|     | 魚介      | KG   |        | -     | -       | -     | -     | 14,440 | 93.0  | 16,992    | 122.7 | 1.0  |           |
|     | 木材      |      |        |       | 66,705  | 全増    | 16.0  |        |       | 66,705    | 90.3  | 4.1  |           |
|     | 船舶      | NO   |        | -     | -       | -     | -     |        | 全減    | -         | 全減    | -    |           |

| 津久見港 |         |      |         |       |           |       |      |         |       |           |       |      | (価額:千円、%) |
|------|---------|------|---------|-------|-----------|-------|------|---------|-------|-----------|-------|------|-----------|
| 区分   | 品名      | 数量単位 | 本 月     |       |           |       |      | 累 計     |       |           |       |      |           |
|      |         |      | 数量      | 前年同月比 | 価 額       | 前年同月比 | 構成比  | 数量      | 前年同月比 | 価 額       | 前年同月比 | 構成比  |           |
| 輸 出  | 船舶      | NO   | 1       | 全増    | 2,897,580 | 全増    | 76.8 | 3       | 150.0 | 8,138,830 | 144.5 | 73.3 |           |
|      | セメント    | MT   | 237,410 | 134.1 | 794,117   | 128.4 | 21.1 | 769,588 | 153.8 | 2,612,940 | 147.6 | 23.5 |           |
|      | 石灰      | MT   | 55,010  | 202.9 | 75,707    | 199.3 | 2.0  | 238,220 | 110.8 | 328,093   | 109.7 | 3.0  |           |
| 輸 入  | 石灰      | MT   | 73,151  | 197.3 | 731,950   | 160.0 | 80.3 | 151,651 | 93.0  | 1,424,900 | 69.1  | 79.3 |           |
|      | 石油      | MT   | 20,755  | 全増    | 134,864   | 全増    | 14.8 | 38,035  | 172.9 | 303,378   | 170.5 | 16.9 |           |
|      | アルコール飲料 | L    | 9,328   | 659.5 | 44,194    | 757.8 | 4.9  | 15,302  | 180.1 | 67,669    | 275.1 | 3.8  |           |

2. 大分港コンテナ取扱量推移



■ 2019年度実績  
■ 2020年度実績

出所：(株) 大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■ 海外の経済、貿易情報を入手したい

■ 海外投資に関する情報を収集したい

■ 海外出張のサポートを受けたい

■ 輸出品の販路を拡大したい

■ 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

## 日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：[oit@jetro.go.jp](mailto:oit@jetro.go.jp)

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



## 一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地

大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：[info@oita-fta.jp](mailto:info@oita-fta.jp)

URL：<http://www.oita-fta.jp/>